【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年３月27日
【会社名】	株式会社エナリス
【英訳名】	ENERES Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小林 昌宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地１　御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-6657-5453（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　財務統括担当　執行役員　経営管理本部長　井村 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地１　御茶ノ水ファーストビル
【電話番号】	03-5284-8326
【事務連絡者氏名】	取締役　財務統括担当　執行役員　経営管理本部長　井村 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社エナリス　関西支店 （大阪府大阪市中央区道修町三丁目3番11号旭光ビル8階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成30年３月23日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年３月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金を増加させることにより、繰越欠損を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当等の株主還元策を実施できる体制を確立するとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するものであります。

第２号議案　剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少させて、その他利益剰余金を増加させ、欠損填補に充当するものであります。

第３号議案　取締役６名選任の件

小林昌宏、今井隆志、井村勝、浅井満、岡野稔及び足立芳寛を取締役に選任するものであります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式を割り当てるにあたり、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	293,024	945	－	（注）１	可決　98.25
第２号議案	293,093	889	－	（注）１	可決　98.28
第３号議案					
小林　昌宏	285,558	8,424	－	（注）２	可決　95.75
今井　隆志	293,253	729	－	（注）２	可決　98.33
井村　勝	293,244	738	－	（注）２	可決　98.33
浅井　満	293,005	977	－	（注）２	可決　98.25
岡野　稔	293,243	739	－	（注）２	可決　98.33
足立　芳寛	293,219	763	－	（注）２	可決　98.32
第４号議案	291,830	2,151	－	（注）１	可決　97.85

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上